

## 建設業法施行令の一部改正による金額要件の見直しについて

令和4年12月26日

総務課契約管財グループ

下記のとおり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部が改正されますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 金額要件の見直しについて

- 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）から4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に引き上げ
- 主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げ
- 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3,500万円から4,000万円に引き上げ

#### 2 適用時期について

令和5年1月1日より施行